

令和8年度の変更点

1 担当課が「住宅課」に変わりました

提出の窓口は、市役所第二庁舎3階でこれまでと変わりありません。

2 提出書類が変わりました

これまで申請時に提出していた見積書、工事前写真などは、工事完了報告時に提出してください。

交付申請の書類

- 補助金交付申請書
- 申請者の納税証明書
(市税の滞納のない証明)
- 工事見積書
- 工事前写真
- 工事の平面図・間取り図等
- 製品規格・仕様等の資料
※省エネルギー型の場合



工事完了報告の書類

- 工事完了報告書
- 工事請負契約書等の写し
- 支払いを証明する書類の写し
- 補助金請求書
- 工事見積書
- 工事前写真・工事完了写真(日付入り)
- 工事の平面図・間取り図等
※窓、ガラス、断熱改修工事の場合
- 製品規格・仕様等の資料
※省エネルギー型の場合



工事前写真は撮り忘れないようにしてください。

※写真がない場合は補助金を交付できません。

3 補助対象工事のみの見積り・契約・領収としてください

裏面の表を参考に、対象外工事を含まない見積書・契約書・領収書を作成し、工事を実施してください。



※申請書の「補助対象となる項目の例」を参考に作成してください(経費を含みます)。

※対象・対象外の判断が難しい場合は、お問い合わせください。

※対象外工事が含まれている場合は、補助金の申請を受付できません。

補助対象工事及び対象外工事について

こちらの項目は
別契約と
してください

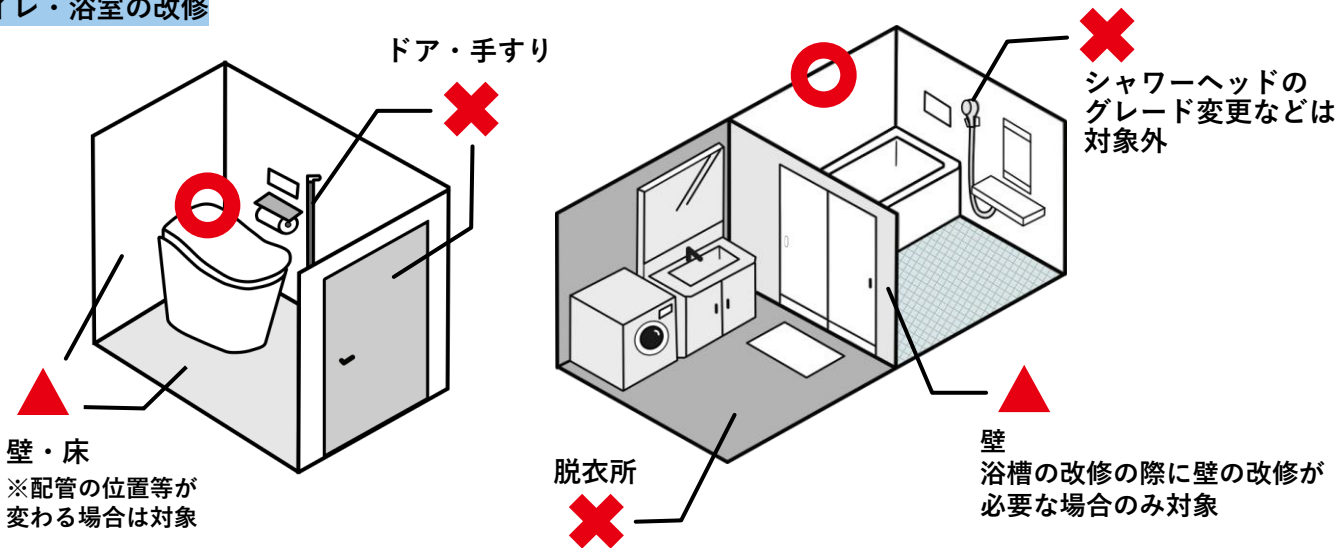
対象

申請書に記載の対象工事
経費

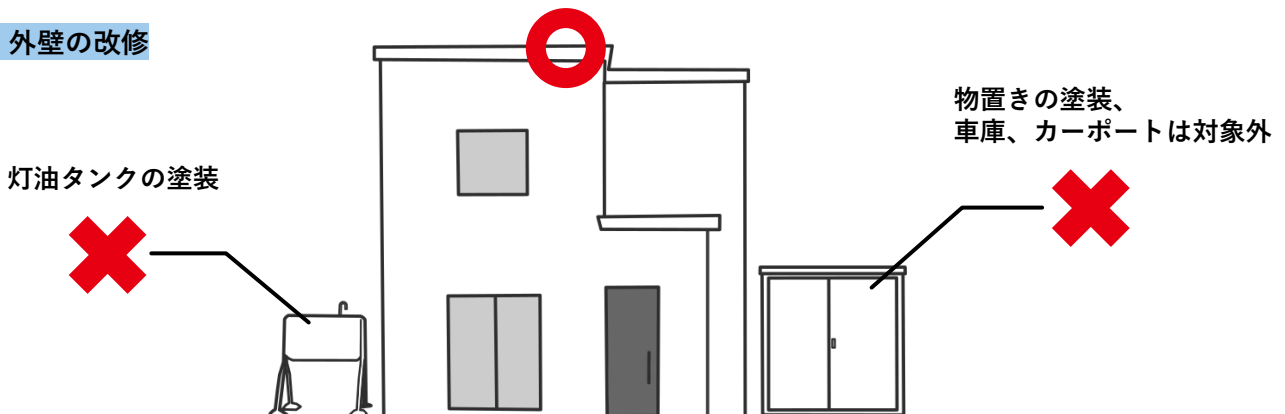
対象外
(主なもの)

共通	製品補償費 / 家具移動手間賃 / 各種調査費 / 申請代行費 / 設備保証料 / 収入印紙代
高断熱浴槽	脱衣室等（浴室以外）の床や壁の内装改修 / シャワーヘッドのグレードを上げるなどのオプション / 給湯器やボイラーなどの新設・改修
節水トイレ	タンクや配管等が接していない壁・天井の内装改修 / 手摺の設置
外壁の断熱改修	暖房設備・床暖・エアコン等の新設
屋根・外壁の塗替（貼替）	灯油タンク・物置・車庫の塗装 / 雪止めフェンスの新設・改修
融雪槽又は融雪機の新設	アスファルト舗装（復旧費含む）

トイレ・浴室の改修



屋根・外壁の改修



令和8年度 旭川市住宅改修補助金 御案内



安心して長く住み続けられる住まいづくりを考えて、住宅の省エネルギー化や適切な維持のため改修を行う場合に、その費用の一部を補助します。

対象住宅 対象者

- ◆ 新築後15年以上経過した住宅であること
- ◆ 工事を行う住宅に申請者の住民登録があること
- ◆ 申請者が旭川市税を完納していること

- ※ 築15年以上や住民登録をした基準日については、申請日で判断します。
- ※ 平成28年度以降に本補助金を利用した場合や、今年度に本市の「住宅雪対策補助金」「地域材活用住宅建設補助金」を利用する場合は対象になりません。
- ※ 新築、空き家、別荘、公営住宅、高齢者施設、店舗・事務所等併用住宅等は対象外です。その他詳細はQ&Aを御確認ください。

対象工事

A 省エネルギー型 窓・玄関ドアの断熱化や省エネタイプの浴室・トイレへの改修
※対象工事費が税込30万円以上の工事から申込みできます。

B 維持保全型 屋根や外壁の改修
※対象工事費が税込100万円以上の工事から申込みできます。

詳細については「対象工事基準」を御確認ください。

補助対象工事以外の工事が含まれている場合は申請できません。

- ※ 本制度は、市内に営業所等がある施工業者と工事請負契約することが条件になります。
- ※ 令和8年4月1日以降に契約する工事が対象で、工事前の状況がわかる写真が必要です。

補助金額

A 省エネルギー型 対象工事費の1/10 かつ 上限10万円 (千円未満切捨)

B 維持保全型 一律5万円

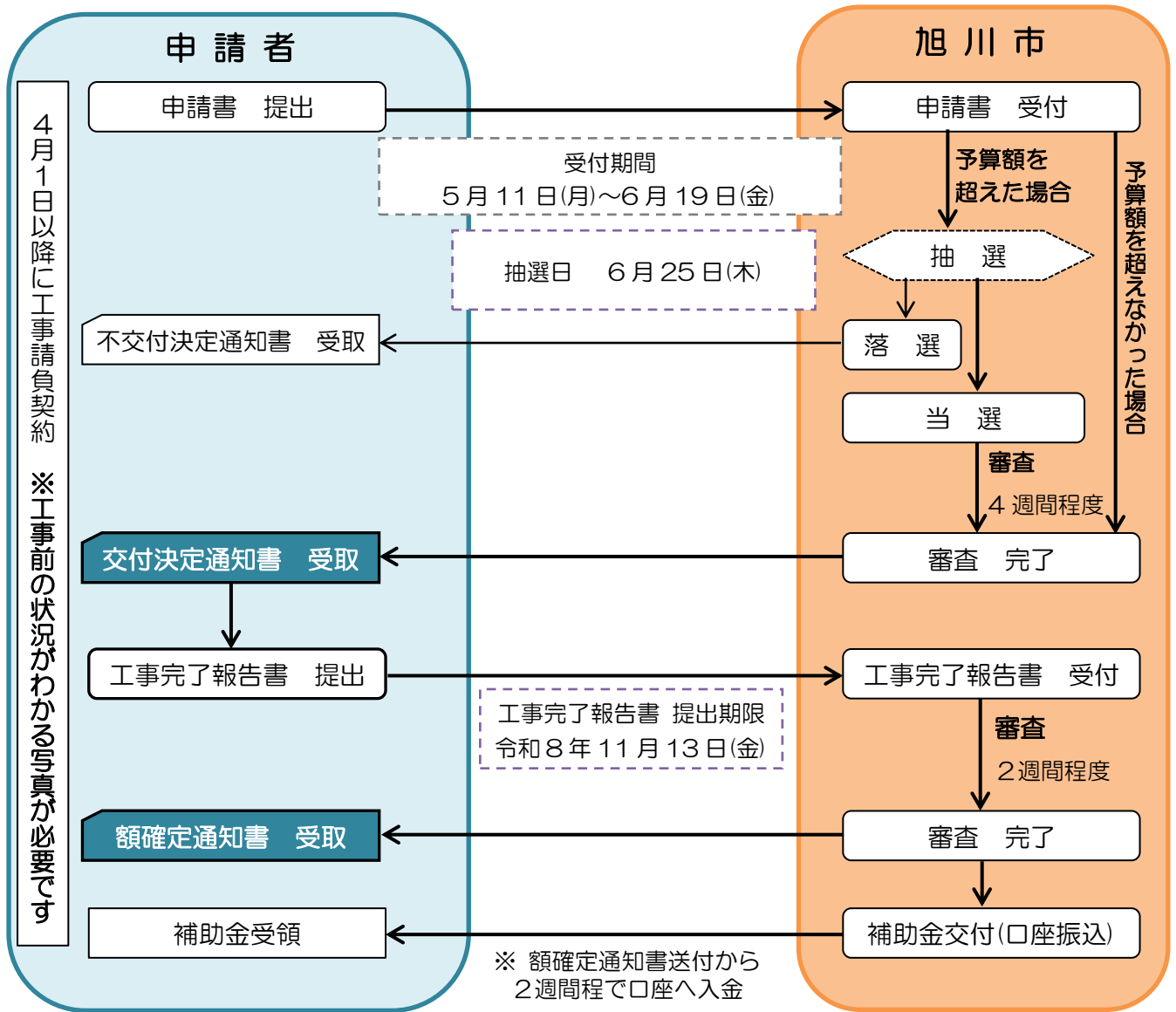
受付期間 及び 募集予算額

A 省エネルギー型 **B 維持保全型**
令和8年5月11日(月)～6月19日(金) 抽選：6月25日(木)

募集予算額 1,750万円

- ※ オンライン申請が可能です。詳しくは10ページ《オンライン申請の利用方法》を御覧ください。
- ※ 電子メールでの受付は行っていません。オンライン申請を御利用ください。
- ※ 郵送での申請は、受付期間内必着でお送りください。
- ※ 受付期間内に予算額を超えた場合は、抽選となります。

申請から補助金の交付までの手順の流れ



- 工事契約は4月1日以降に締結したものに限りです。
- 補助金の交付には工事前の状況がわかる写真が必要です。
必ず工事前の写真を撮影してから工事を始めてください。
- 分譲マンションで対象工事を行う場合は、管理組合（理事長）の承諾を得てください。
- 申請受付後は書類を返却できませんので、必要な書類はあらかじめコピーを取り御控えください。
- 提出書類に不備や虚偽があった場合は、補助金を交付できないことがあります。
- 工事や契約内容に変更が生じた場合は、完了報告前に変更の手続きが必要になる場合があります。
- 建築基準法第6条第1項の規定により、工事前に確認申請が必要になる場合があります。
判断が難しい場合は、事前に建築指導課 ☎ (0166) 25-8597 へ御相談ください。

手続に必要な書類（補助金申請時、工事完了報告時にそれぞれ提出する書類です。）

申請時に必要な書類 ※申請方法は10ページを御確認ください。		
①補助金交付申請書	所定の用紙	11、12ページ 参照
②申請者の納税証明書 （市税の滞納のない証明）	市役所総合庁舎3階税制課窓口又は各支所で交付 （1部300円、提出する日から原則3か月以内のもの）	14ページ 参照

受付期間は令和8年5月11日（月）～6月19日（金）です。

工事完了時に必要な書類 ※詳しくは、工事完了報告書の手続きを御確認ください。	
①工事完了報告書	
②工事見積書	※必ず13ページを御確認ください
③工事前写真・工事完了写真	
④工事の平面図・間取り図等	※省エネルギー型の場合
⑤製品規格・仕様等の資料	※省エネルギー型の場合
⑥工事請負契約書等の写し	
⑦支払を証明する書類の写し	
⑧補助金請求書	

完了報告書の提出期限は、令和8年11月13日（金）です。

※ 上記のほかにも審査に必要な書類の提出を求められることがあります。

※ 申請受付時、アンケートに御協力ください。

※ 各様式はホームページからダウンロードできます。

旭川市トップページ > くらし > 住宅・土地・都市計画 > 住宅・建築 > 住まいに関する情報 > 旭川市住宅改修補助金

申請窓口・お問合せ先	地図
<p>旭川市 建築部 住宅課 電話（0166）25-9708</p> <p>〒070-8525 旭川市7条通10丁目 第二庁舎3階 （住宅課 補助金担当） Email：reform@city.asahikawa.lg.jp</p>	<p>市役所総合庁舎 市民文化会館</p> <p>←至 旭川駅 永隆橋通 至 永隆橋→</p> <p>旭川市保健所 あにまある</p> <p>旭川中央警察署</p> <p>申請窓口</p> <p>市役所 第二庁舎 3階 住宅課 (補助金担当)</p>

※申請窓口（第二庁舎3階）の場所に変更はありませんが、4月1日より担当課が建築総務課から住宅課へ変更となりました。

※総合庁舎の住宅課では窓口受付を行っていませんので、御注意ください。

対象工事基準

省エネルギー型 (改修後の性能が既存より向上するものに限る)	開口部の断熱改修工事 ※5ページの別表1、2参照
	1 内窓の新設 又は 交換
	2 外窓の交換
	3 ガラスの交換
	4 玄関ドアの交換
	<ul style="list-style-type: none"> ・外気に接する部分のみ対象 ・改修後に開口部の総合熱貫流率が、2.33W/m²K以下となるもの ・玄関ドアはK2仕様、D2仕様又はこれらと同等以上の性能を有するもの
	浴室・トイレの改良
5 高断熱浴槽を備えた浴室への改修	
<ul style="list-style-type: none"> ・JIS A5532において保温性能が「高断熱」に区分されるもの及びこれと同等以上の性能を有するもの（風呂フタを含み、4時間で2.5℃以下の低下） ※新たに設置するものは対象外 	
6 節水型トイレへの改修	
<ul style="list-style-type: none"> ・JIS A5207において大便器洗浄量が「Ⅱ型」に区分されるもの及びこれと同等以上の性能を有するもの（大・小ともに6.5リットル以下） ※新たに設置するものは対象外 ※小便器の改修や取替は対象外 ※トイレの水洗化、浄化槽に関する工事は対象外 	
外皮の断熱改修工事 ※別表3、4参照	
7 外壁、屋根、天井、床、基礎の断熱改修	
<ul style="list-style-type: none"> ・外気に直接接する部分 又は 換気口等を通して間接的に外気に接する部分のみ対象 ・改修後の対象部位が、別表3に適合するもの 	

※1～6は、分譲マンションの専有部分、一戸建の専用住宅のみ対象。

※7は、一戸建の専用住宅のみ対象。

維持保全型	屋根・外壁の改修
	1 屋根の塗装、張替、その他改修（防水改修、二重化等）
	2 外壁の塗装、張替、その他改修（コーキング、モルタル補修等）

※1～2は、一戸建の専用住宅のみ対象。

別表1 内窓と外窓の組合せ

内窓	外窓
(なし)	等級がA又はBのもの
等級がGのもの	等級がAからDまでのもの
等級がFのもの	等級がAからFまでのもの
等級がEのもの	
等級がDのもの	(等級を問わない)
等級がCのもの	
等級がB又はAのもの	

別表2 窓の等級表

建具の仕様	ガラスの仕様	アルゴンガス等の封入	中空層の厚さ	等級
木製建具 又は 樹脂製建具	Low-E 3層複層ガラス	されている	6mm 以上	A
		されていない	9mm 以上	A
	Low-E 複層ガラス	されている	8mm 以上	B
			4~8mm	C
		されていない	10mm 以上	B
	5~10mm		C	
	複層ガラス	問わない	10mm 以上	C
6~10mm			D	
単板ガラス			G	
木と金属の複合材 料製建具 又は 樹脂と金属の複合 材料製建具	Low-E 複層ガラス	されている	8mm 以上	B
			4~8mm	D
		されていない	10mm 以上	B
			5~10mm	D
	複層ガラス	問わない	10mm 以上	D
		6~10mm	E	
金属製熱遮断構造 建具	Low-E 複層ガラス	されている	8mm 以上	C
			4~8mm	D
		されていない	10mm 以上	C
			6~10mm	D
	複層ガラス	問わない	10mm 以上	D
		6~10mm	E	
金属製建具	Low-E 複層ガラス	されている	8mm 以上	D
			4~8mm	E
		されていない	10mm 以上	D
			5~10mm	E
	複層ガラス	問わない	10mm 以上	E
			4~10mm	F
単板ガラス			G	

別表3 木造住宅+充填断熱工法における基準

		断熱材の必要厚さ[mm]				
		A	B	C	D	E
部位	屋根	225	265	300	330	345
	天井	195	230	260	285	300
	壁	115	135	150	165	175
	外気に直接接する床	180	210	235	260	275
	外気に間接的に接する床	115	135	150	165	175
	基礎	120	140	160	175	185

※その他の構造・断熱工法は別途お問い合わせいただくか、ホームページで御確認ください。

別表4 断熱材の等級表

分類	仕様	等級
住宅用グラスウール	10K 以上	D
	16K 以上	C
	24K 以上	B
高性能グラスウール	16K 以上	B
	40K 以上	A
吹込み用グラスウール	13K 以上	E
	30K 以上	B
住宅用ロックウール	マット、フェルト、ボード	B
吹込み用ロックウール	25K 以上	D
	65K 以上	B
吹込み用セルローズファイバー	25K 以上	B

旭川市住宅改修補助金 Q&A

制度の利用に関すること

Q1	工事が終わっているものや工事中の場合は申請できますか。
A1	令和8年4月1日以降に契約し、その後を開始した工事であれば対象になりますが、工事前の状況がわかる写真を撮影していない場合は申請できません。
Q2	5年前に同制度による補助を受けていますが、再度申請できますか。
A2	できません。最後に利用されてから10年間は、同じ補助制度を申請することはできません。
Q3	ほかの補助制度と併用できますか。
A3	同年度に、本市で実施している「住宅雪対策補助金」「地域材活用住宅建設補助金」と重複して利用することはできません。 その他の補助制度については、対象となる工事を明確に区別できる場合は、併用できることがあります。
Q4	リフォームの減税制度（所得税や固定資産税の減税）と併用できますか。
A4	併用できます。所得税の減税についてはお住まいの地区を管轄する税務署、固定資産税の減税については旭川市資産税課にお問い合わせください。 リフォームの内容によっては税額が上がる場合もあります。 【お問合せ窓口】 所得税・贈与税について：税務署 固定資産税について：旭川市行財政改革部資産税課 ※その他住宅を購入した場合は、登録免許税(法務局)や不動産取得税(北海道)もあります。
Q5	指定の施工業者はありますか。または紹介してもらえますか。
A5	施工業者の指定や紹介は行っていません。
Q6	施工業者と工事請負契約を結ばない工事や、DIYで工事を行う場合は対象になりますか。
A6	対象になりません。 施工業者と書面による工事請負契約を結ぶ工事のみ補助対象となります。 申請者自らが施工する場合や売買契約、レンタル契約等による施工も対象になりません。
Q7	自分で設備機器を購入し、その取付けのみ施工業者に依頼する工事は対象になりますか。
A7	いわゆる施主支給や材工分離工事は、対象になりません。
Q8	「省エネルギー型」と「維持保全型」の両方に申請できますか。
A8	できません。どちらか一方をお選びください。

Q9	親の住んでいる住宅について、別居している子が工事請負契約してもいいですか。
A9	別居している子（3親等以内に限る）でも、住宅に居住している親に代わって請負契約することができます。※工事完了報告時に親子関係を示す書類を提出していただきます。
Q10	20年前に市外の工務店で新築した家ですが、同じ市外の工務店に改修工事を頼みたいが対象になりますか。
A10	対象になりません。市内に本店、支店、事務所、営業所等がある施工業者と工事請負契約をすることが条件になります。

対象となる住宅に関すること

Q11	これから中古住宅を購入してリフォームをする場合は対象になりますか。
A11	対象になりません。本補助金は、（申請日時点で）新築後15年以上経過した住宅に、現在住んでいることが条件になります。
Q12	建物の一部に店舗や事務所等を併設している住宅は対象になりますか。
A12	対象になりません。
Q13	分譲マンションの場合、全員の同意が必要ですか。
A13	分譲マンション専有部分で工事を行う場合は必ず管理組合（理事長）の承諾を得てください。また、他の居住者等の同意については、管理規約等を確認してください。
Q14	賃貸アパートの大家ですが自分が住んでいない部屋の改修する場合は対象になりますか？
A14	対象になりません。本補助金は、（申請日時点で）新築後15年以上経過した住宅に、申請者がその部屋に現在住んでいることが条件になります。
Q15	二世帯住宅の屋根や外壁などの外装工事をする場合、対象になりますか。
A15	内部で往来が可能な二世帯住宅は一戸建住宅として扱い、対象になります。 内部で往来が出来ず建物が構造上分かれている場合、共同住宅として扱うので、外装工事は対象になりません。
Q16	車庫、物置、灯油タンクに行う工事は対象になりますか。
A16	住宅と分かれている車庫、物置、灯油タンクは対象になりません。 住宅と一体化していないベランダやウッドデッキ等も対象になりません。
Q17	共同住宅の外装工事や、共用廊下の窓改修工事等は対象になりますか。
A17	共同住宅の外装工事及び共用部分の工事は対象になりません。

対象となる工事に関すること

Q18	トイレやお風呂の増設や新設は対象になりますか。
A18	対象になりません。今お使いの機器から性能の良いものに交換するもののみ対象になります。
Q19	既存の断熱材を残して、新たに断熱材を加える場合は対象になりますか。
A19	既存の断熱材の分類等が判別できる場合は、その熱抵抗値に加えて、今回の改修工事で付加する断熱材の熱抵抗値を合わせた値が基準に適合する場合は、対象になります。 なお、既存の断熱材の熱抵抗値を求めるときは、その断熱材の分類の最低値で計算します。
Q20	既に旭川市が定める基準（熱貫流率 2.33W/m ² 以下）に適合している窓の改修は、対象になりますか。
A20	現状の窓より断熱性能を良くする場合は、対象になります。

申請の手続に関すること

Q21	見積や契約が、補助対象外となる工事を含む場合でも申請できますか。
A21	できません。補助対象工事とする内容のみの見積書、契約書、領収書を作成してください。補助対象外の工事が入ったものは受付ができません。
Q22	補助対象となる工事なのか、補助対象とならない工事なのかがわかりません。どうしたらよいですか。
A22	12ページの「補助対象となる項目の例」や、「令和8年度の変更点」を確認してください。わからない場合は、住宅課（25-9708）までお問い合わせください。
Q23	複数の施工業者に分けて発注する場合、工事完了時に添付する見積書はどうしたらよいですか。
A23	それぞれの見積書を全て添付してください。なお、申請書に記載する「見積金額」は、それぞれの見積金額の合計額を記入してください。
Q24	工事前の状況がわかる写真を撮り忘れしました。補助金はどうなりますか。
A24	補助金の交付はできません。 必ず、工事前の写真を撮影してから工事を始めてください。
Q25	申請書類の提出は申請者本人が行わなければなりませんか。
A25	申請書類の提出は原則申請者本人が行ってください。申請者本人による書類提出が困難な場合は、代理の方が書類を提出してもかまいませんが、必ず申請者本人が全ての書類の内容を確認した上で、提出してください。
Q26	申請者以外の口座に補助金を入金できますか。
A26	できません。

申請方法の御案内

■オンライン申請	申請書類の印刷、郵送や持参の手間が省け、簡単に申請することができます。速やかな審査のためにも、オンライン申請への御協力をお願いします。
■郵送申請	郵送申請は、受付期間内必着まで有効です。
■窓口申請	必要書類を全て揃えて、受付期間内に申請窓口まで持参してください。 開庁時間：平日 午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分 なお、各支所や地区センター等では申請できませんので御注意ください。

《 オンライン申請の利用方法 》

0. 事前準備

手続の際は、必要書類の PDF ファイルや画像ファイル等を添付する必要があります。
あらかじめ画像ファイル等を準備の上、手続を行っていただくによりスムーズに行えます。

1. 右の二次元コードを読み取るか、URL から申請フォームへアクセス

申請する補助制度名を必ず確認してください。

申請フォーム URL： <https://logoform.jp/form/iLZf/1506471>



2. 必須項目を入力

文字や数字に誤りのないよう正確に入力してください。

また、申請フォームの質問に沿って選択項目も全てチェックしてください。必須項目が未入力の場合、手続が正常に行えません。質問事項は『補助金交付申請書』と同じ内容です。

不明な箇所がある場合は、11～12ページ〈申請書 記載例〉を御確認ください。

3. 納税証明書等のファイルをアップロード

納税証明書等を指定のファイル形式にしてアップロードしてください。

ファイル形式は、Word、Excel、PDF、JPEG、PNG のいずれかとしてください（最大容量 5MB）。

※提出データは、文字等が鮮明に確認できるようにしてください。

4. 受付番号と仮番号の発行

「確認画面へ進む」で画面内の入力内容を確認後、誤りがなければ「送信」を押してください。

後日、正式な「受付番号」を郵送又は登録されたメールアドレスにお送りします。

抽選結果や、今後の手続で必要になる番号は「受付番号」になりますので必ず御控えください。

なお、送信完了時に発行された「仮番号」は、受付番号が届くまでの仮の番号になりますので御注意ください。

また、申請者アンケートにも御協力をお願いします。

5. 送信完了メールの受信

登録されたメールアドレスに送信完了メールが届きます。入力時のメールアドレスに誤りがある場合や、迷惑メール・Eメールの受信拒否等の設定状況によっては、Eメールが届かない場合があります。

以下のアドレスからのEメールを受信できるように、ドメインの受信を設定してください。

差出人ドメイン：@logoform.jp

注意事項

- ・「入力内容を一時保存する」をクリックすることで、途中まで入力した内容を保存することが可能です。次回同じブラウザでアクセスした際に、再開することができます。
- ・入力した内容は「入力内容を印刷する」等でお控えください。
- ・申請者本人がメールアドレスを持っていないなど、本人による送信が困難な場合は、代理の方が送信してもかまいませんが、必ず申請者本人が全ての書類の内容を確認した上で、送信してください。
- ・一度申請した内容を変更したい場合や取り下げたい場合は、必ず御連絡ください。
- ・内容の不備がある場合は、別途メールや電話で御連絡いたします。
- ・受付期間締切間際の申請の場合、御自身による操作やPC等のトラブルによる遅れであっても対応できかねます。早めの申請に御協力をお願いします。

〈 申請書 記載例 〉

様式第1号

旭川市住宅改修補助金交付申請書

(兼申請者及び世帯員の個人情報照会承諾書)

誤りのないようはっきり正確に記入してください。
※鉛筆や消えるボールペンは使用しないでください。

日中に連絡可能な連絡先を記入してください。

(申請書を提出する日) 令和 ○年○月○日

(宛先) 旭川市長

※太枠の中を記入してください。

申請者 (工事の契約者)			
〒	070 - 0036	フリガナ	アサヒカワ タロウ
住所	旭川市7条通9丁目48番地	氏名	旭川 太郎
電話(携帯)番号	090 - 0000 - 0000	年齢	66歳

工事予定期間の日付は、現段階での目安で構いません。
※おおよその場合は以下のように記載してください。
上旬→1日、中旬→15日、下旬→30日

築15年未満の住宅は本補助金を利用できません。

今回の工事を行う事業者 (施工業者)			
〒	000 - 0000	事業者名	株式会社 ○○工務店
住所	旭川市○条通○丁目○番地	担当者・連絡先 (担当)	担当者氏名 (電話番号) 090-0000-0000
工事予定期間	令和 8年 8月 22日		令和 8年 8月 31日
住宅について	築年数	築 20年	居住年数
			2年
		建て方	<input checked="" type="checkbox"/> 一戸建 <input type="checkbox"/> 共同建

確認事項	着工前の写真を撮影していますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい
	現在、工事を行う住宅に住民登録がありますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい
	住宅に事務所や店舗などは併設されていますか。	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ
	工事を行う住宅及び土地を全て所有していますか。 所有していない場合は工事及び本補助金の申請について所有者の承認を得ていますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい
	平成28年度以降に「旭川市住宅改修補助金」を利用したことがありますか。	<input checked="" type="checkbox"/> ない
	今年度に「旭川市住宅雪対策補助金」「旭川市地域材活用住宅建設補助金」を利用しますか。	<input checked="" type="checkbox"/> しない
	国、北海道又は旭川市の他の助成制度等を利用しますか。 (助成制度等の名称) (工事内容)	<input type="checkbox"/> する <input checked="" type="checkbox"/> しない

補助申請額	区分	金額	※審査欄
※税込み	補助対象工事費 ※A: 30万円以上 ※B: 100万円以上	386,500 円	円
	補助申請額 ※A: 対象工事費×1/10 (上限10万円) ※B: 一律5万円	38,000 円	円
※備考欄			受付番号

全ての確認事項に✓をつけてください。
未記入の欄があると、申請を受け付けられない場合があります。

A：省エネルギー型

対象工事	補助対象となる項目の例		見積金額
1 内窓の新設又は交換 (□新設 □交換)	対象	内窓製品代、取付手間、既存内窓撤去、廃材処分費、仮設など	(A) 円
2 外窓の交換	対象	外窓製品代、取付手間、既存外窓撤去、廃材処分費、仮設など	(A) 円
3 ガラスの交換	対象	ガラス製品代、取付手間、廃材処分費、仮設など	(A) 円
4 玄関ドアの交換	対象	玄関ドア製品代、取付手間、既存ドア撤去、廃材処分費、仮設など	(A) 円
5 高断熱浴槽を備えた浴室への改修	対象	ユニットバス、据付・運搬費、既存給排水管撤去、給湯機取外・再取付、新規給排水管敷設、既存浴室解体、脱衣室壁(一面)解体・復旧、下地材、施工手間廃材処分費、仮設など	(A) 円
6 節水型トイレへの改修	対象	便器、手洗い、排水管接続、既存便器撤去、トイレ床・壁(一面)解体・復旧、廃材処分費、仮設など	(A) 351,364 円
7 外皮の断熱改修 (□外壁 □屋根 □天井 □床 □基礎)	対象	※改修後の対象部位が別表3に適合するもの	(A) 円
補助対象工事費 (税込)	(A) 351,364 円 (C) (386,500 円)	工事費 合計 (税込)	(A) 351,364 円 (386,500 円)
補助申請額 補助対象工事費(C)×1/10(千円未満切捨)かつ上限10万円			(D) 38,000 円

工事見積書から見積金額を記載してください。

B：維持保全型

値引きを含めた経費と合わせて計上してください。

対象工事	補助対象となる項目の例		見積金額
1 屋根改修 (□塗装 □張替その他)	対象	塗装：塗装、下地処理、淀・破風塗替、仮設など 張替等：板金、下地処理、施工費、既存鋼板撤去、廃材処分費、仮設など 防水：防水材、施工費、仮設など	(A) 円
2 外壁改修 (□塗装 □張替その他)	対象	塗装：塗装、下地処理、従物(手すり、フード、シャッター等)塗替、基礎補修、クラック補修、シーリング打替、仮設など 張替等：外装材、下地処理、施工費、水切、大工手間、廃材処分費、仮設など	(A) 円
補助対象工事費 (税込)	(A) 円 (C) (円)	工事費 合計 (税込)	(A) 円 (円)
補助申請額 一律5万円			(D) 円

(注1) 申請者が旭川市暴力団排除条例第2条第2号の暴力団員又は同条例第7条の暴力団関係事業者である場合は、補助金の交付は受けられません。

【補助申請額】省エネルギー型
補助対象工事費の1/10(千円未満切捨)かつ 上限10万円
 ◆補助申請額の千円未満の計算例
 例： 補助対象工事費(税込)が 386,500円 の場合
 $386,500 \times 1/10 = 38,650$ 円
 補助申請額は **38,000円** (千円未満切捨) になります。

提出する工事見積書が変わります

補助対象の工事以外は見積書に含めないでください

御見積書

作成日：令和〇年〇月〇日

旭川 太郎 様

見積書の宛名、工事名、工事場所に誤りのないよう記載してください。

下記の通り御見積いたしました。

株式会社 ○○○○工務店

代表取締役 ○○ ○○

旭川市〇条通〇丁目〇〇番地

電話 0166-〇〇-〇〇〇〇

御見積金額 **¥386,500** (税込)

工事名 : 旭川太郎様邸 1階トイレ交換工事

工事場所 : 旭川市7条通9丁目48番地

見積有効期限 : 3か月以内

市内に営業所等がある
施工業者に限ります。

工事項目	数量	単位	単価	金額
1. 1階トイレ改修工事				
節水Ⅱ型トイレ 便器本体	1	台	□□□	****
トイレ取付費	1	ヶ所	□□□	****
配管工事費	1	ヶ所	□□□	****
処分費	1	式	□□□	****
内装工事 (床:クッションフロア張替)	1	m ²	□□□	****
養生・片付け費	1	式	□□□	****
			計	****
		小計		321,080
		諸経費		32,108
		合計		353,188
		値引き		▲ 1,824
		再計		351,364
		消費税		35,136
		総合計		386,500

【見積書の注意事項】

• 見積書の内容で不明な点がある場合は、再提出していただく場合がありますので御注意ください。

例：金額の計算が合わない
数量の単位が全て「一式」である
対象工事部分が不明確である 等

• 複数の工事がある場合は、必ず工種項目ごとに金額を計上してください。

※製品保証料、家具移動手間賃等は対象外です。

申請書の「見積金額」に記入する金額になります。

※補助金の対象・対象外の判断が難しい場合は、事前に御相談ください。

納税証明書（市税の滞納のない証明）について

- ◆納税証明書は、税制課諸税係（総合庁舎3F）のほか、各支所や東部まちづくりセンターでも取得できます。
- 納税証明書（市税の滞納のない証明）は、旭川市内に住民登録があるか、旭川市税の納税義務者となっている方であれば発行されます。
- 証明書請求の際には、窓口に来られる方の本人確認ができる書類が必要となります。また、補助金の申請者以外の方が証明書を請求する際は、委任状が必要となりますので15ページを確認してください。
- その他、納税証明書の発行に関する内容は、行財政改革部税制課諸税係 ☎25-5604（直通）にお問い合わせください。

※証明書交付窓口で『市税の滞納のない証明』とお伝えください。

納税証明書イメージ

納税証明書

見本

納税義務者	住所（所在地）	旭川市〇〇通**丁目
	氏名（名称）	旭川 太郎

現在、市税の滞納はありません。
※ 市税には軽自動車税環境性能割を含みません。

本書のとおり相違ないことを証明します。

備考

年 月 日
旭川市長

〈 納税証明書の委任状 記載例 〉

本人以外の方が納税証明書を請求する際には、委任状が必要です。

委 任 状

受任者（窓口に来られる人）

住 所	
フリガナ	
氏 名	
生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日

受任者欄：
窓口に来られる方の必要事項を記入し、本人確認ができるものをお持ちください。

私は、上記の者を代理人に選任し、次の証明書等の交付請求・受領に関する事項を委任します。

証明書等の種類

必要な証明書の名称	課税年度	通数
納税証明書(市税の滞納のない証明)		1

使用目的 旭川市住宅改修補助金 利用のため

使用目的欄：
「旭川市住宅改修補助金 利用のため」と記入してください。

委任者（頼む人）

令和 年 月 日

住 所	
フリガナ	
氏 名	Ⓜ
生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日

委任者欄：
証明書が必要な方（納税義務者）の必要事項を記入、押印してください。

- 注意 1 この委任状は、必ず委任者本人が記載し、押印してください。
2 窓口に来られる方は、運転免許証等本人確認できるものを持参してください。
3 スタンプ式の印鑑は使用しないでください。

※この様式は、ホームページからダウンロードできます。

旭川市トップページ > くらし > 住宅・土地・都市計画 > 住宅・建築 > 住まいに関する情報 > 旭川市住宅改修補助金